

令和3・4年度

守口市水道局「測量・建設コンサルタント等」入札・見積り参加資格審査申請書提出要領(随時登録)

守口市水道局が発注する測量・建設コンサルタント等の入札・見積りに参加しようとする方は、この要領により申請してください。

1、資格要件

(1) 地方自治法施行令第167条の4に該当しない者

(2) 関係法令に基づき登録を受けている者

(3) 国税及び地方税を滞納していない者

(4) **申請業務において、2か年以上の業務実績がある者**

※様式1-2の測量等実績高に実績高の記載のない場合は、その業務での登録はできません。

(5) 守口市公共工事等及び売り払い等に関する暴力団対策措置要綱に基づく入札等参加除外措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者でないこと。

2、申請方法: 郵送(宅配便も含む。)による受付。

3、郵送先: 〒570-0008 守口市八雲北町3丁目37番31号 守口市水道局総務課庶務担当

※官製はがき(1枚)に住所・会社名等を記載のうえ同封してください。(受付票返信用)

4、受付期間: 随時登録

5、有効期間: 受付日～令和5年3月31日まで

6、申請書提出にあたっての注意事項

(1) 提出一覧表の番号順にA4判のファイルの表紙及び背表紙に会社名を記入のうえ、綴じてください。

ただし、提出書類No.1及びNo.2の写しはファイルに綴じ込まないでください。

※ファイルの色の指定はございません。

・守口市内本店・支店・営業所・・・No.2の原本及びNo.3～14

・市外業者・・・No.2の原本及びNo.3～11

(2) **証明書類は、申請書提出時の3か月以内のものを提出してください。**

↓ 次ページに続く。

7、提出一覧表

No.	提出書類	提出対象	
1	業者登録票(様式B)	全事業者	
2	一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(測量・建設コンサルタント等) ※独自様式又は国土交通省HP掲載様式を参考 ※原本1部、写し1部を提出	全事業者	
3	登録証明書又は現況報告書【写し可】 ※通知書は不可 ※業者登録票(様式B)の下欄の1~38番の業務についてのみ必要です。 ※内容に変更があった場合は、本店・支店に関わらず、速やかに変更届を提出してください。	全事業者	
	納税証明書【写し可】		
	法人 国税	納税証明書その3の3 (法人税・消費税及び地方消費税)	法人事業者のみ
	地方税	法人市民税:直前2か年分(未納のない証明可) ※支店等で登録の場合は、支店等の証明書	
	個人 国税	納税証明書その3の2 (所得税・消費税及び地方消費税)	個人事業者のみ
	地方税	市民税:直前2か年分(未納のない証明可)	
4	※通知書は不可 ※ 国税及び地方税(直前2か年分又は未納のない証明)両方とも必要です。 ※課税が0円の場合は、非課税の証明書を提出してください。 ※移転等の理由により納税証明書が発行できない場合は、理由書(任意様式)と移転前の納税証明書を提出してください。 ※法人・支店設立後に間がなく、納税証明書が発行できない場合は、以下書類を提出してください。 (法人の場合)法人設立前に個人で営業していた場合は、個人の納税証明書と理由書(任意様式) (支店の場合)開設届と本店の納税証明書直前2か年分		
5	印鑑証明書【写し可】	全事業者	
6	委任状(本社・本店以外で登録する場合) ※本市様式又は独自様式	本社本店以外で登録する事業者のみ	
7	使用印鑑届(様式D) ※入札、契約の締結、契約代金の請求・受領等に使用する印鑑を押印してください。	全事業者	
8	商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)【写し可】 ※申請書等に記載する住所と登記簿に記載されている住所が異なる場合は、理由書(任意様式)を提出してください。	法人事業者のみ	
9	測量等実績調書【写し可】 ※独自様式又は本市様式を参考	全事業者	
10	技術者経歴書【写し可】 ※独自様式又は国土交通省HP掲載様式を参考	全事業者	

11	誓約書(本市様式) ※本市様式 ※本社・本店の代表者名で提出してください。 ※守口市暴力団排除条例の規定に基づくものです。 ※法人の場合は、記名押印してください。法人以外でも本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。(「代表者の生年月日」)欄の記載漏れがないようご注意ください。	全事業者
----	--	------

守口市内本店・支店・営業所者の追加書類

No.	提出書類	備考
12	固定資産税納税証明書(直前1か年分)又は賃貸借契約書 ※課税が0円の場合は、非課税の証明書を提出してください。	守口市内(本店・支店・営業所)の事業所のみ
13	事業所付近見取図(A4判) ※地図等の貼り付け可	守口市内(本店・支店・営業所)の事業所のみ
14	事業所の写真(サービス判・デジカメ・パンフレット可) ※事業所全体と看板等の名称が確認できるもの	守口市内(本店・支店・営業所)の事業所のみ

8、問い合わせ先

守口市水道局総務課庶務担当

TEL 06-6991-6774

※申請内容に変更が生じた場合は、速やかに変更届を提出してください。

(貴社独自様式可。本市様式もしくは国土交通省HP掲載の様式を参考としても構いません。)

※申請内容に虚偽があった場合は、指名停止を行う場合がありますので、ご注意ください。